

●香川県公告第百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十四年香川県公告第四百九十三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
観音寺ショッピングセンター
観音寺市昭和町三丁目二番三三号
- 三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
騒音、照明等の環境問題に関して問題が起こった場合には、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に掲げられている事項を配慮した上で、誠意ある対応を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 1 意見書を提出した者
観音寺商工会議所
 - 2 意見の概要
 - 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に明記された事項を厳守すること。
 - 二 観音寺市中心市街地活性化基本計画（平成十四年三月観音寺市策定）に配慮すること。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
観音寺市役所商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十五年二月二十五日（火曜日）から同年三月二十五日（火曜日）まで